

基準年度
単価年度

設 計 書

場 所	福山市神辺町地内	
名 称	神辺工業団地污水处理施設汚泥引抜き運搬業務委託	
金 額	設 計 金 額	円 （1車当たり単価）
設 計 概 要	神辺工業団地污水处理施設汚泥引抜き運搬業務 一式 神辺工業団地污水处理施設に貯留した浄化槽の汚泥を引抜き、 福山市深品中継施設へ運搬する 運搬距離 9.0 k m	

神辺工業団地汚水処理施設汚泥引抜き運搬業務委託 仕様書

1 業務名称

神辺工業団地汚水処理施設汚泥引抜き運搬業務委託

2 業務場所

福山市神辺町地内

3 業務期間

2025年（令和7年）4月1日 ～ 2026年（令和8年）3月31日

4 業務内容

本業務は、神辺工業団地汚水処理施設の各設備のうち、曝気沈砂槽の前後に設置された粗目スクリーン及び自動微細目スクリーンの残さの汚泥、第1及び第2沈殿槽の表層に浮上する汚泥及び汚泥貯留槽の汚泥を、汚泥吸排車を利用して引き抜き、福山市深品中継施設まで運搬する業務である。

5 提出書類

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (2) 年間業務予定表
- (3) 業務報告書
- (4) 輸送投入伝票（福山市深品中継施設職員検収済み）
- (5) その他、発注者が業務実施にあたり必要と認めるもの。

6 業務の実施

- (1) 業務は、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日以外とすること。
- (2) 業務は、粗目スクリーン及び自動微細目スクリーンの残さの汚泥及び汚泥貯留槽汚泥の引き抜きを基本とするが、第1及び第2沈殿槽に汚泥の浮上が多く見られる場合は、浮上汚泥を優先的に引き抜くこと。
- (3) 汚泥の引抜き箇所の優先順は、必要に応じて上下水道局の監督員の指示に従い、変更すること。
- (4) 一日当たりの汚泥の引抜き量は、最大7キロリットルとすること。
- (5) 汚泥の運搬車数は、運搬量7キロリットルで1車と換算すること。
- (6) 4～11月の期間は1ヶ月当たり5車、12～3月の期間は1ヶ月当たり6車とし、年間の汚泥の運搬車数は、64車を見込む。
- (7) 受注者は運搬後、輸送投入伝票に福山市深品中継施設職員の検収を受けること。
- (8) 本仕様書は、仕様の大要を示すものであるから記載のない事項であっても自然付帯するものは全て契約金額の範囲内で履行すること。

7 法令等

受注者は、本業務を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係法令規則等を遵守して、廃棄物を適正に処理すること。

8 疑義の解釈

仕様書及び特記仕様書に特に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する事項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者及び受注者双方が誠意をもって協議しこれを定めるものとする。

9 安全管理

業務実施にあたっては、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法、関係法令等を遵守し作業員の安全を図ること。

10 損害の賠償

受注者の責めにより生じた損害については、受注者がその損害を賠償すること。

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、月毎の車数を輸送投入伝票等で確認後、受注者の請求により支払うものとする。

12 その他

本業務は、法定外の労災保険契約の保険料を見込んでいる。

一般廃棄物処理【収集運搬用】に係る特記仕様書

排出事業者 福山市上下水道事業管理者（以下「発注者」という）と、
 収集運搬業者 （以下「受注者」という）は、
 発注者の事業所が排出する一般廃棄物の収集運搬に関して、受注者は、関係法令、契約約款、仕様書及び本特記仕様書に基づき、次のとおり履行するものとする。

(委託業務)

第1条 発注者は、一般廃棄物を処理するに当たり、第3条に定める一般廃棄物の種類及び数量を、期間内に、受注者にその収集運搬業務を委託するものとする。

(許可証の写しの添付と許可の確認)

第2条 受注者は、本契約を締結するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく本契約の業務に係る受注者の一般廃棄物収集運搬業の許可証の写しを本契約書に添付するものとする。なお、受注者は、許可又は許可事項に変更があった場合は、その都度速やかにその旨を発注者に通知し、本契約書に変更した許可証の写しを添付するものとする。

2 発注者は、その許可証の写しにより次の項目及び第3条の記載事項が有効であることを確認するものとする。

〔收集運搬業〕

- (1) 許可した市町村
- (2) 事業の範囲（取扱う廃棄物の種類）
- (3) 許可番号
- (4) 許可年月日と許可の有効年月日
- (5) 積替・保管場所の有無
- (6) 許可条件

(委託内容)

第3条 発注者は、次の業務内容に基づき、一般廃棄物の収集運搬を受注者に委託するものとする。

〔業務内容〕

【一般廃棄物に係る項目】

- | | | |
|---|----------|-------------------|
| 1 | 一般廃棄物の種類 | 液状 |
| 2 | その数量 | 年間約 4 4 8 キロリットル |
| 3 | その排出場所 | 福山市神辺町旭丘 2 0 番地 1 |

【収集運搬業務に係る項目】

- | | | |
|---|--------------|-------------------|
| 4 | 収集運搬料金（円／車） | |
| 5 | 運搬の最終目的地の所在地 | 福山市神辺町川南 8 1 番地 1 |

【受注者の資格、能力に係る項目】

- | | |
|---|------------------------------------|
| 6 | 受注者の一般廃棄物収集運搬業の許可の事業の範囲（取扱う廃棄物の種類） |
| | 収集運搬（液状） |
| 7 | 積替・保管の有無 |
| | （無） |

（業務完了報告）

第4条 受注者は、本業務が完了したときは、遅滞なくそのことを発注者に報告するものとする。

（処理料金）

第5条 受注者は、本業務が完了したときは、第3条に記載の契約料金に基づき、処理料金を発注者に請求できるものとする。

（情報の提供）

第6条 発注者は、委託する一般廃棄物を適正に処理するため、その廃棄物についての必要な情報を、受注者に示すものとする。

- 2 受注者は、本契約に係る一般廃棄物の収集運搬の許可を受けた福山市長から行政指導を受けた場合は、当該指導を受けた年月日及び内容を書面により、遅滞なく発注者に通知するものとする。

（契約の解除）

第7条 発注者又は受注者は、本契約の各条項のいずれか又は廃棄物処理法及び関係法令の規定に違反したときは、本契約を解除することができるものとする。

（その他）

第8条 その他、疑義が生じた場合は、上下水道局の監督員と協議すること。

神辺工業団地污水处理施設汚泥引抜き運搬業務委託

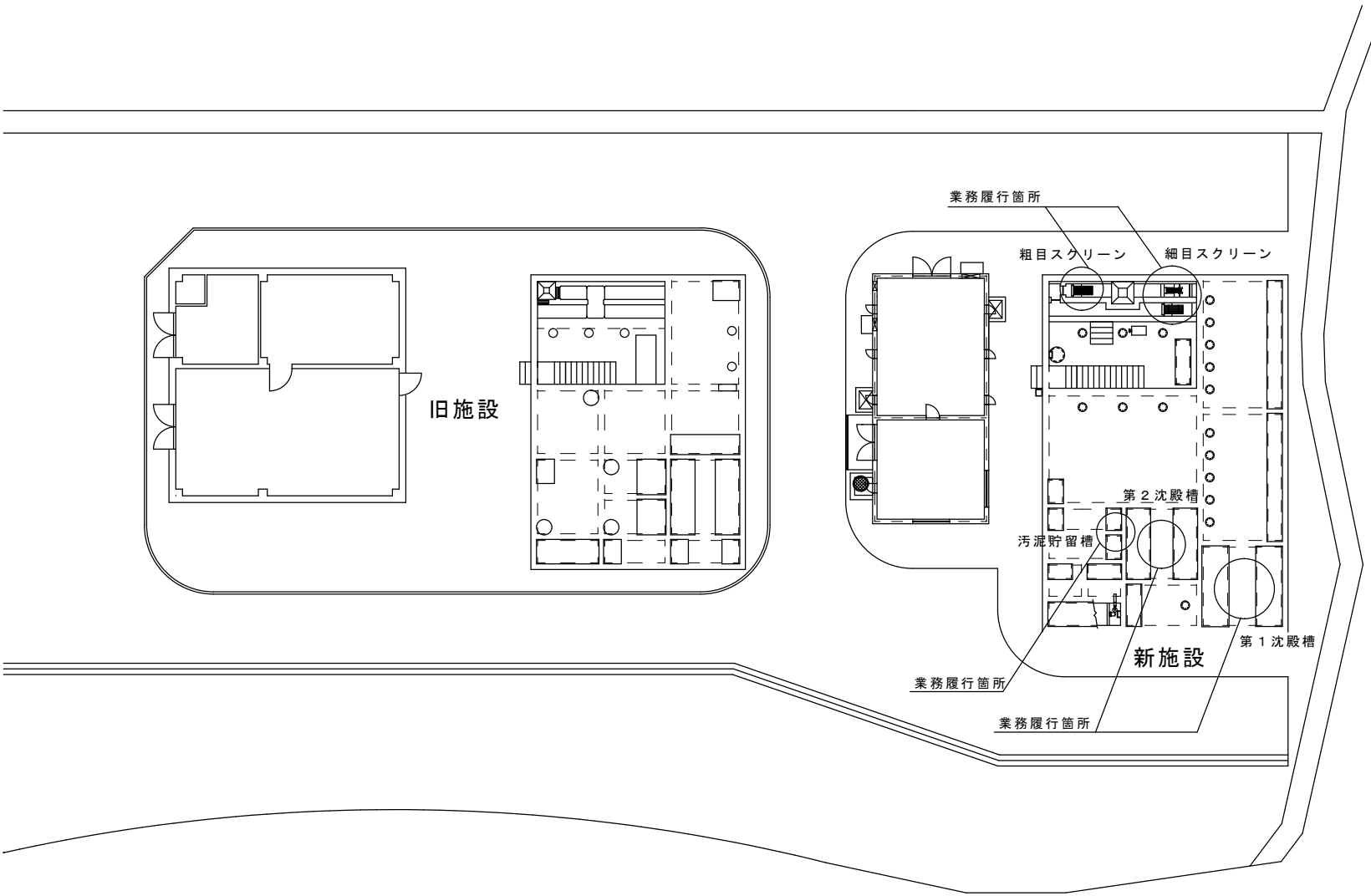
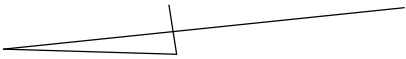
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘要
業務委託費								
	運搬業務							
		直接業務費						
			汚泥吸排車 8トン車	車	1.00			単表のとおり
		計 直接業務費						
			共通仮設費	式	1.00			
		合計 純業務費						
			現場管理費	式	1.00			
	業務原価							
		一般管理費等		式	1.00			
	業務価格							
	消費税等 相当額			式	1.00			
業務委託費計								

[illegible]



業務履行箇所

2025年度	福山市上下水道局		
業務名称	神辺工業団地污水处理施設污泥引抜き運搬業務委託		
業務場所	福山市神辺町地内		
図面番号	1 / 2	縮 尺	—
図面名称	神辺工業団地污水处理施設位置図		



神辺工業団地汚水処理施設 全体配置図

2025年度	福山市上下水道局
業務名称	神辺工業団地汚水処理施設汚泥引き抜き運搬業務委託
業務場所	福山市神辺町地内
図面番号	2/2
縮 尺	-
図面名称	神辺工業団地汚水処理施設配置平面図